

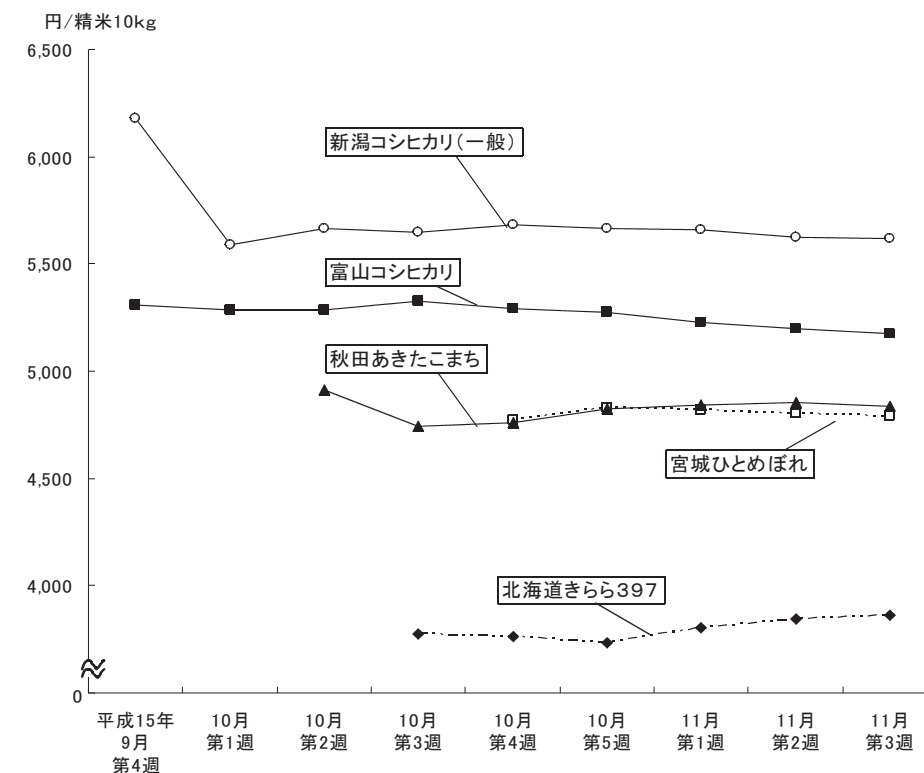
前述のように、政府は、平成15年産米の作柄不良や出回りの遅れの懸念を踏まえ、米の卸売・小売価格の調査を充実させており、従来から実施していた毎月1回の調査に加えて、毎週実施しています。

平成15年産米の週毎の卸売価格の動向を見ると、主要5産地品種銘柄については、前年同時期に比べて1割から3割程度高い水準で取引が行われています（図Ⅱ-3-16）。

一方、15年11月第3週の価格を各産地品種銘柄別に販売開始時点の価格と比較すると、「新潟コシヒカリ」、「富山コシヒカリ」、「秋田あきたこまち」は価格を下げており、特に、「新潟コシヒカリ」については、9.0%の値下がりとなっています。これは、仕入れ値の上昇を反映した販売価格の急騰が需要減につながった結果、価格を引き下げる動きがあったことが要因の1つとなっていると考えられます。

平成15年11月に自主流通米の入札価格が再度高騰したのを受けて、卸売価格がどのように推移していくのか、引き続き注視していくこととしています。

図Ⅱ-3-16 米の週別卸売価格の推移（平成15年産）



（参考）平成15年11月第3週の卸売価格の変動率

（単位：％）

産地品種名	販売開始時点との比較	平成14年11月との比較
新潟コシヒカリ(一般)	▲ 9.0	29.0
富山コシヒカリ	▲ 2.5	29.5
秋田あきたこまち	▲ 1.4	24.0
宮城ひとめぼれ	0.3	27.3
北海道きらら397	2.4	16.6

資料：農林水産省「米麦等の取引動向調査（週報）」

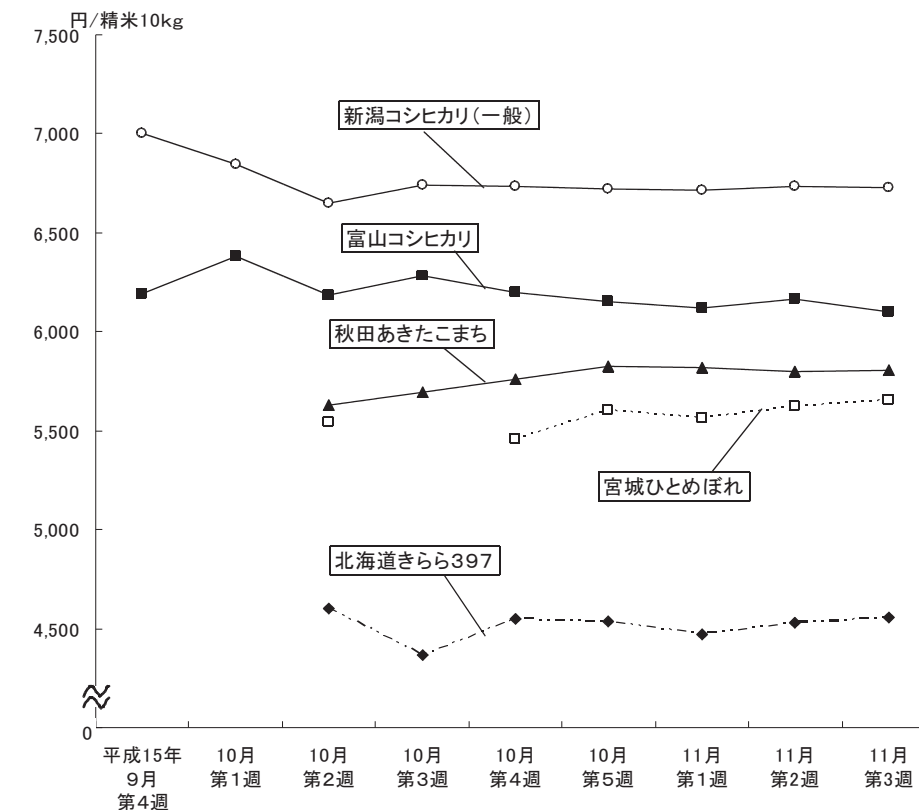
注：主要5銘柄の精米10kg当たりの全国平均価格（包装、消費税込み）である。

また、平成15年産米の週毎の小売価格の動向を見ると、卸売価格と同様に、主要5産地品種銘柄については、前年同時期に比べて1割から3割程度高い水準で販売されています(図Ⅱ-3-17)。

また、卸売価格同様に、販売開始時点に比べると価格の低下が見られます。なお、出回りが遅れていた「秋田あきたこまち」については、15年10月第5週まで価格の上昇が続いていましたが、同年11月第3週では価格が低下に転じており、出回量の増加とともに価格が落ち着いたと考えられます。

卸売価格と同様に、自主流通米の入札価格の再度の高騰を受けた小売価格の動向についても、引き続き注視していくとともに、売惜み、便乗値上げ等の混乱をもたらす行為が生じないよう、監視体制を継続することとしています。

図Ⅱ-3-17 米の週別小売価格の推移(平成15年産)



(参考) 平成15年11月第3週の小売価格の変動率

(単位: %)

産地品種名	販売開始時点との比較	平成14年11月との比較
新潟コシヒカリ(一般)	▲ 3.9	27.0
富山コシヒカリ	▲ 1.5	25.4
秋田あきたこまち	3.1	25.4
宮城ひとめぼれ	2.0	24.1
北海道きらら397	▲ 1.0	14.9

資料: 農林水産省「米麦等の取引動向調査(週報)」

注: 主要5銘柄の精米10kg当たりの全国平均価格(包装、消費税込み)である。

こういった状況の中で、各流通段階別の対前年価格上昇率の動向を見ると、卸売段階、小売段階ともに、概して、仕入価格の上昇率が販売価格上昇率を上回っています（表Ⅱ-3-18）。

このことから、販売業者による便乗値上げ等の動きは見られず、むしろ、仕入価格の上昇を、取引相手、あるいは消費者に対して、価格転嫁できない状況となっていることがわかります。

表Ⅱ-3-18 流通段階別にみた価格上昇率の状況

(前年同期=100)

	自主流通米入札価格 (平成15年10月下旬) ①	卸売価格 (15年11月第1～3週) ②	小売価格 (15年11月第1～3週) ③	卸売段階の 交易条件指数 ②/①*100	小売段階の 交易条件指数 ③/②*100
北海道きさら397	125.2	115.8	114.0	92.4	98.5
岩手ひとめぼれ	135.7	127.7	117.1	-	-
宮城ササニシキ	129.1	122.1	115.6	94.6	94.6
宮城ひとめぼれ	136.9	127.8	123.6	93.3	96.7
秋田あきたこまち	128.6	124.2	125.4	96.6	101.0
茨城コシヒカリ	131.6	129.3	131.1	98.2	101.4
栃木コシヒカリ	134.7	130.2	125.9	96.7	96.7
新潟コシヒカリ(一般)	131.0	129.3	127.0	98.7	98.2
新潟コシヒカリ(魚沼)	122.1	117.2	114.4	96.0	97.6
富山コシヒカリ	133.0	130.1	126.1	97.8	97.0
長野コシヒカリ	130.1	136.1	127.1	104.6	93.4

資料：農林水産省「米麦等の取引動向調査」、(財)自主流通米価格形成センター調べ

- 注：1) 自主流通米入札価格は、平成15年10月下旬と14年10月下旬との比較、卸売・小売価格は、15年11月第1～3週の単純平均値と14年11月の比較である。
- 2) 15年10月下旬の自主流通米入札価格は、同年11月引渡からの適用である。
- 3) 卸売・小売価格は、取扱商品の価格であり、自主流通米のみの価格ではない。

(6) 販売に関する特徴的な動き

ブレンド米の販売は、値ごろ感のある米を消費者、実需者に供給するものとして、従来から取り組まれてきましたが、消費者には必ずしも浸透していません。

しかし、平成15年産の作況指数が90となる中で、ブレンド米は、産地品種銘柄別の供給の偏りを緩和し、価格の上昇を抑制するものとして、注目されてきています。

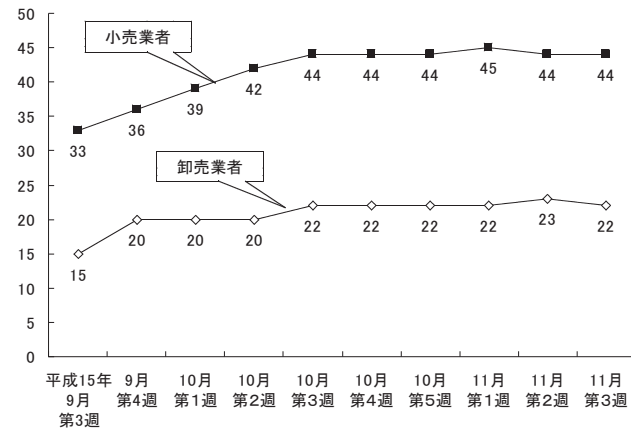
平成15年9月第3週から11月第1週までの間の卸売・小売業者のブレンド米の取扱業者数を見ると、卸売・小売業者ともに当初の増加傾向から横ばいへと転じています。出来秋にブレンド米の取扱方針を決めた業者の多くが既に取扱を開始し、その後、取扱が定着していることがうかがえます（図Ⅱ-3-18）。

また、同時期の卸売・小売業者のブレンド米の取扱アイテム数をみると、卸売業者では平成15年10月第2週にかけて増加した後、一時減少に転じましたが、11月第2週より、再度増加に転じています。このような取扱アイテム数の変動がみられたのは、年産の切り替え時期において、14年産米を使用したブレンド米の減少により、取扱アイテム数は一時的に減少しましたが、15年産米の出货量の増加とともに、15年産米を使用したブレンド米が増加していることを反映していると考えられます。

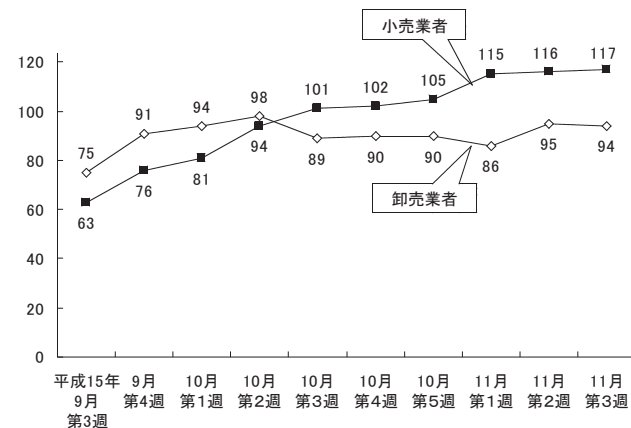
一方、小売業者については、ブレンド米取扱アイテム数の増加が続いています。これは、米穀専門店では店舗独自でブレンドを実施しているところが多く、消費者ニーズに合わせた様々なブレンド米を提供し始めていることや、スーパー等の量販店のブレンド米の取扱が増加していることが要因と考えられます。

図Ⅱ-3-18 ブレンド米取扱業者数、取扱アイテム数の推移

○ ブレンド米の取扱業者数



○ ブレンド米の取扱アイテム数



資料：農林水産省「米麦等の取引動向調査（週報）」

注：調査客体は、北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫及び福岡の7都道府県の主に県庁所在地の業者（全99業者（卸売業者29、小売業者70））とした。

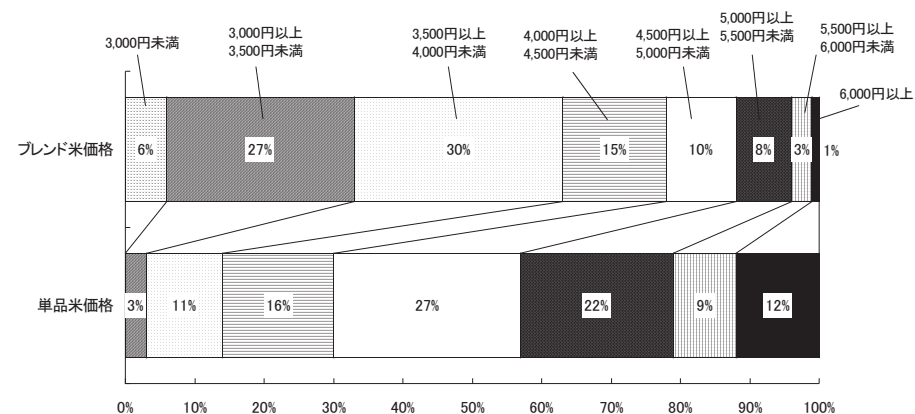
また、ブレンド米の販売価格は単品米の販売価格に比べて安くなっています（図Ⅱ-3-19）。

このうち、平成15年11月第3週の卸売業者における米の販売価格帯別アイテム数の割合を見ると、ブレンド米では4,000円/10キログラム未満のアイテム数が63%と過半を占めているのに対して、単品米ではわずか14%となっています。

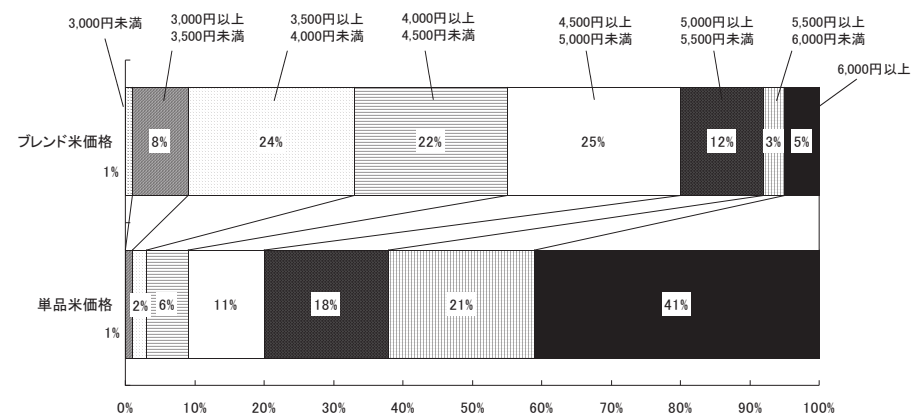
また、同時期の小売業者における米の販売価格帯別アイテム数の割合を見ても、ブレンド米では4,500円/10キログラム未満のアイテム数が55%と過半を占めているのに対して、単品米ではわずか9%となっており、卸売業者同様に、ブレンド米の価格帯は単品米に比べて大幅に安いものとなっています。

図Ⅱ-3-19 米の販売価格帯別アイテム数の割合（平成15年11月第3週）

○ 卸売業者における米の販売価格帯別アイテム数の割合



○ 小売業者における米の販売価格帯別アイテム数の割合



資料：農林水産省「米麦等の取引動向調査（週報）」

注：1) 図Ⅱ-3-18の注と同じ。

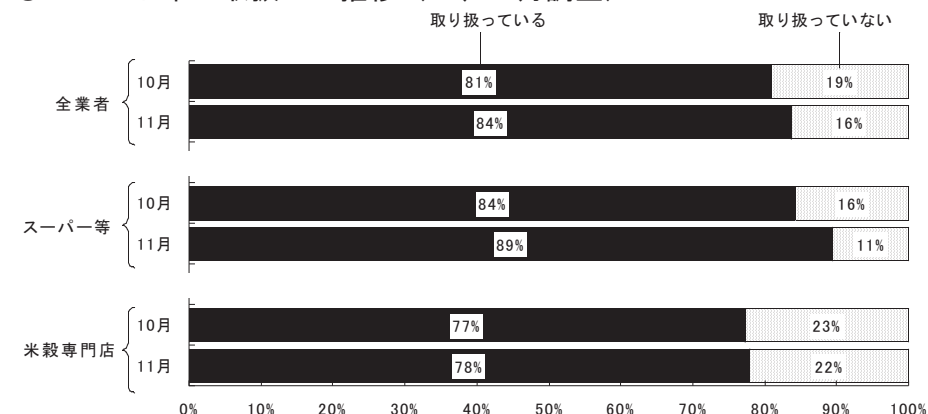
2) 精米10キログラム当たりの販売価格(包装、消費税込み)である。

平成15年産の作柄状況を背景に、小売業者のうちブレンド米を取り扱っている業者の割合は、15年10月下旬の時点で81%でしたが、同年11月中旬には、84%へと増加しています。このうち、スーパー等の量販店のブレンド米の取扱割合が大きく伸びており、同期間で84%から89%へと増加しています（図Ⅱ-3-20）。

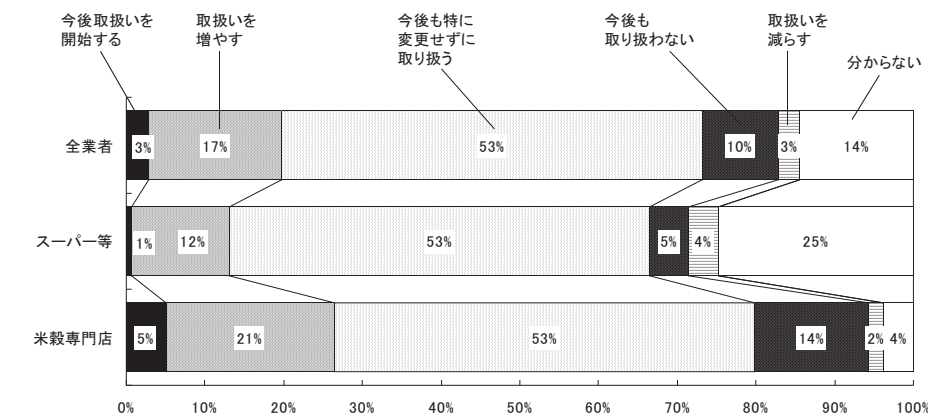
また、今後のブレンド米の取扱いについては、「今後取扱いを開始する」と「取扱いを増やす」で20%を占めており、ブレンド米の取扱いが更に増加すると見込まれます。これを業態別に見ると、米穀専門店における割合がスーパー等における割合を大きく上回っています。

図Ⅱ-3-20 小売業者の今後のブレンド米の取扱いの意向

○ブレンド米の取扱いの推移（10、11月調査）



○今後のブレンド米の取扱い（11月調査）



資料：農林水産省調べ（平成15年10月20日～24日及び11月10日～14日調査）

- 注：1) 農林水産省「米麦等の取引動向調査（週報）」の客体（小売業者330業者（スーパー等169業者、米穀専門店161業者））を対象とするアンケート調査である。
- 2) 今後のブレンド米の取扱い(11月調査)については、「今後は取扱いをやめる」は0%であった。
- 3) ラウンドの関係で、合計と内訳が合わない場合がある。

一般消費者の間でいまだ銘柄米志向が強い中であって、関係事業者のブレンド米に対する積極的な取組により、ブレンド米の価値が見直され、値頃感のある価格と用途に応じたお米の食べ方が促進されることが期待されます。

(コラム) ブレンド米が消費者に徐々に浸透 ー販売業者のブレンド米に対する取組事例ー

ブレンド米は、価格と食味の安定性から、いわゆる業務用では一般的でしたが、本年は、不作による平成15年産米の不足と価格の上昇により、一般消費者の間でもブレンド米への関心が高まっています。

このような状況を踏まえて、例えば、大手スーパーOでは、オリジナルブレンドの販売に積極的に取り組み、お米の販売量に占めるブレンド米の割合は3割（昨年比115%）となっており、好評を得ています。

また、東京都の米穀専門小売店Pでは、消費者が作る料理に応じたブレンド米の提案を行っています。「お弁当を作る家庭には、冷めても美味しい米」、「和食には、柔らかめで粘る米」、「洋食にはあっさり感のある米」といった用途に応じたブレンド米の提案を行い、飲食店だけでなく、一般消費者からも人気を得ています。

さらに、お米マイスターの認定制度を実施している日米連(米穀小売業者の全国団体)では、不作の中でも安定した品質等のお米を提供するため、お米に関する幅広い知識を持ち、米の特性を最大限活かした商品作りができるお米マイスターの知識と技術を活用した統一ブランド「テイスティー・ブレンド米(仮称)」を立ち上げ、ブレンド米の浸透に取り組むこととしています。

(コラム) ブレンド米への取組が更に充実 ー外食事業者のブレンド米に対する取組事例ー

外食事業者によるブレンド米への取組は、従来から、より安く美味しい米飯等を提供するとの観点から、一般的に取り組みられてきています。特に、平成15年においては、当年産米の作柄状況を受けて、例年以上に米の価格や品質の安定が重要になっていますが、外食事業者がこれまでのブレンド米に対する取組で培った技術、経験が活かされた事例が見受けられます。

ファストフード事業者Qは、従来は各地区ごとにブレンドの内容を決めていましたが、7年の食糧法施行後、ブレンド内容の研究を積み重ね、チェーン全体の「全国統一米」を徐々に導入し始めています。米の仕入れについては、指定産地からの購入を基本にしており、その年に決定したブレンド配合比率を、基本的には変更しない方針を取っています。このように、同社は、ブレンド米に対する取組を通じて、顧客の米に対する満足度を高めていくための品質確保に努めていますが、さらに、毎年食味向上を目的とした、ブレンド内容の研究を続けています。

ファミリーレストラン事業者Rの店舗においては、顧客の9割が「パン」ではなく「ライス」を注文する「ご飯派」であり、「ご飯」の美味しさが顧客を呼び込む決め手となっています。このため、同社では、「いかに美味しいご飯を提供するか」に腐心しており、その結果、得たのが「ブランドよりブレンド」という結論でした。ブレンド米は10数年前より使用しており、現在では、その年の気候や価格を考慮しながら、一定の食味値に達している3～4銘柄を選定し、ブレンド用に仕入れています。ブレンド米を活用することで、店舗増による品質の振れを防止でき、天候リスクにも柔軟に対応できるという利点があるとのことです。

Ⅲ 米の輸入等に関する動向

1 米の輸入・管理体制

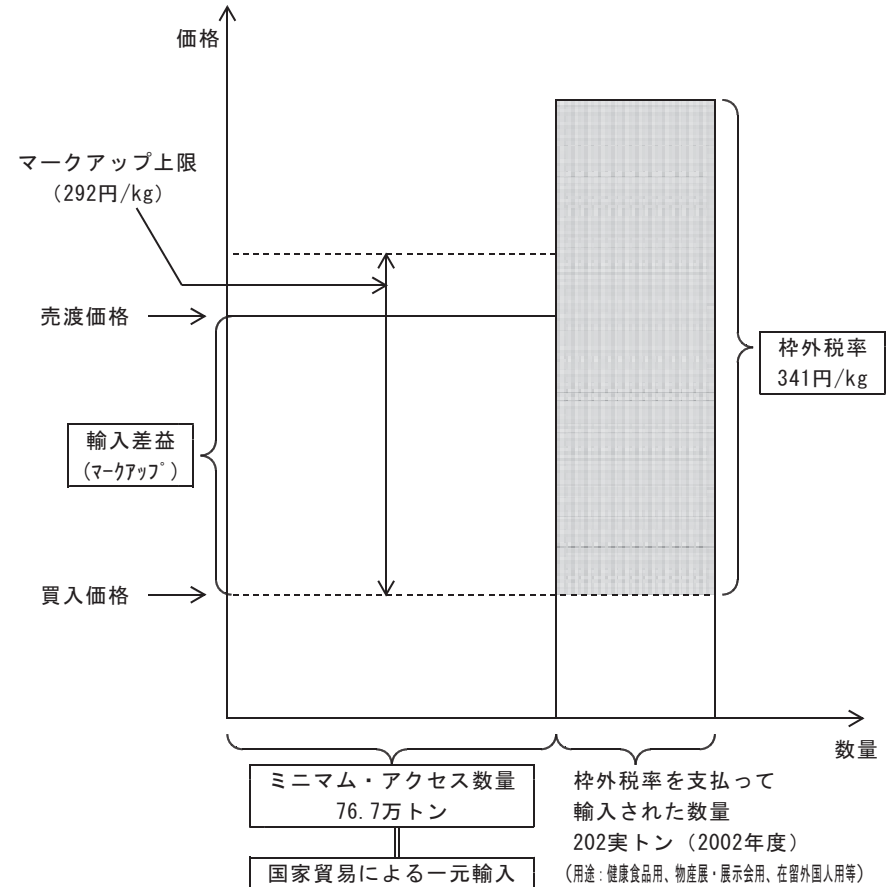
○ 国内の米生産に悪影響を与えないように米の輸入・管理を実施

米については、国内価格と国際価格との間に大きな格差があることから、WTO農業協定上認められている措置を講ずることにより、国内の米生産に悪影響を与えないように輸入・管理が行われています（図Ⅲ-1-1）。

- ① ミニマム・アクセス米については、全量国家貿易の下、基本的に政府が全量買い取り、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応できない用途（主として加工用途）に向けて販売されています。
- ② 売れ残ったミニマム・アクセス米は、国産米とともに援助用途に充てられているほか、新規用途需要に充当するよう政府が在庫として管理しています。
- ③ ミニマム・アクセス米以外の米の輸入については、枠外税率が課され、実際の輸入数量はごく限られたものとなっています。

注：以下においては、重量単位について、特に記述のない場合は玄米換算で記述している。（例：万トン＝万玄米トン）

図Ⅲ-1-1 米の輸入・管理体制



資料：農林水産省調べ

注：「輸入差益（マーク・アップ）」とは、ミニマム・アクセス米の政府買入価格と政府売渡価格の差のことである。

2 米の輸入状況

- 平成7～14年度に525万トンのミニマム・アクセス米を輸入
- 14年度に枠外税率を支払って輸入された米は202実トン

(1) ミニマム・アクセス米の輸入量

平成7年度から14年度までのミニマム・アクセス米の輸入量は、525万トンとなっています（表Ⅲ-2-1）。

これを輸入先の国別に見ると、米国産245万トン、タイ産118万トン、豪州産82万トン、中国産64万トンとなっています（表Ⅲ-2-2）。

また、これを輸入方法別に見ると、平成7年度から14年度までに一般輸入で454万トン、SBS輸入により66万トン輸入されています。

★ 解説

SBS輸入 (Simultaneous Buy and Sell・売買同時方式)

- ・ 輸入業者と卸売業者等が連名で売買の申込みを行い、売買差額の大きいものから順次、契約予定数量に達するものまで落札する方法による輸入。
- ・ 現在は総量10万トンとし、年4回程度平均的に入札を実施。

表Ⅲ-2-1 ミニマム・アクセス米の輸入数量の推移

(単位：万トン)

	平成 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
輸入数量	43	51	60	68	72	77	77	77	525

資料：農林水産省調べ

表Ⅲ-2-2 主な国別・種類別の輸入数量(平成7～14会計年度)

(単位：万トン)

					合 計
	米 国	タ イ	豪 州	中 国	
一般輸入	221	116	75	32	454
SBS輸入	24	2	7	32	66
合 計	245	118	82	64	525

資料：農林水産省調べ

注：ラウンドの関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 枠外税率を支払って輸入された米

平成11年4月から、米の国境措置を関税措置に切り換えたことから、枠外税率を支払って、外食産業用、健康食品用、在留外国人用等向けに輸入されているものがあります。

14年度の輸入数量は、202実トン（185件）となっています（表Ⅲ-2-3）。

表Ⅲ-2-3 枠外税率を支払って輸入された米

	平成11年度	12年度	13年度	14年度
数量(実トン)	225	98	69	202
件数(件)	128	159	155	185
用途	外食産業用 試験用 在留外国人用	健康食品用 在留外国人用 等	健康食品用 外食産業用 試験用 等	健康食品用 物産展用 外食産業用

資料：農林水産省調べ

注：玄米や精米に換算せず、輸入されたままの重量

3 ミニマム・アクセス米の販売状況

- 平成7～14年度に輸入されたミニマム・アクセス米、525万トンについては、主食用に50万トン、加工用に183万トンそれぞれ販売され、援助用に165万トン使用。在庫は127万トン
- ミニマム・アクセス米が主食用として販売された場合には、それに見合う数量以上の政府国産米を主食用以外に処理

(1) ミニマム・アクセス米の販売数量

ミニマム・アクセス米については、国産米では対応し難い加工用需要を中心として販売するとともに、販売残となったものについては、援助用として備蓄し、海外からの援助要請に対応しています(図Ⅲ-3-1)。

(ア) 主食用

主食用については、平成7年度から14年度までに、SBS輸入を中心に、50万トン販売されました。

なお、8年11月から15年10月までに、この約3倍に当たる146万トンの国産米を援助に使っています。

(イ) 加工用

加工用については、国産加工用原材料米の供給減少分を補うものとしてミニマム・アクセス米で供給されており、平成7年度から14年度までに、183万トン販売されました。

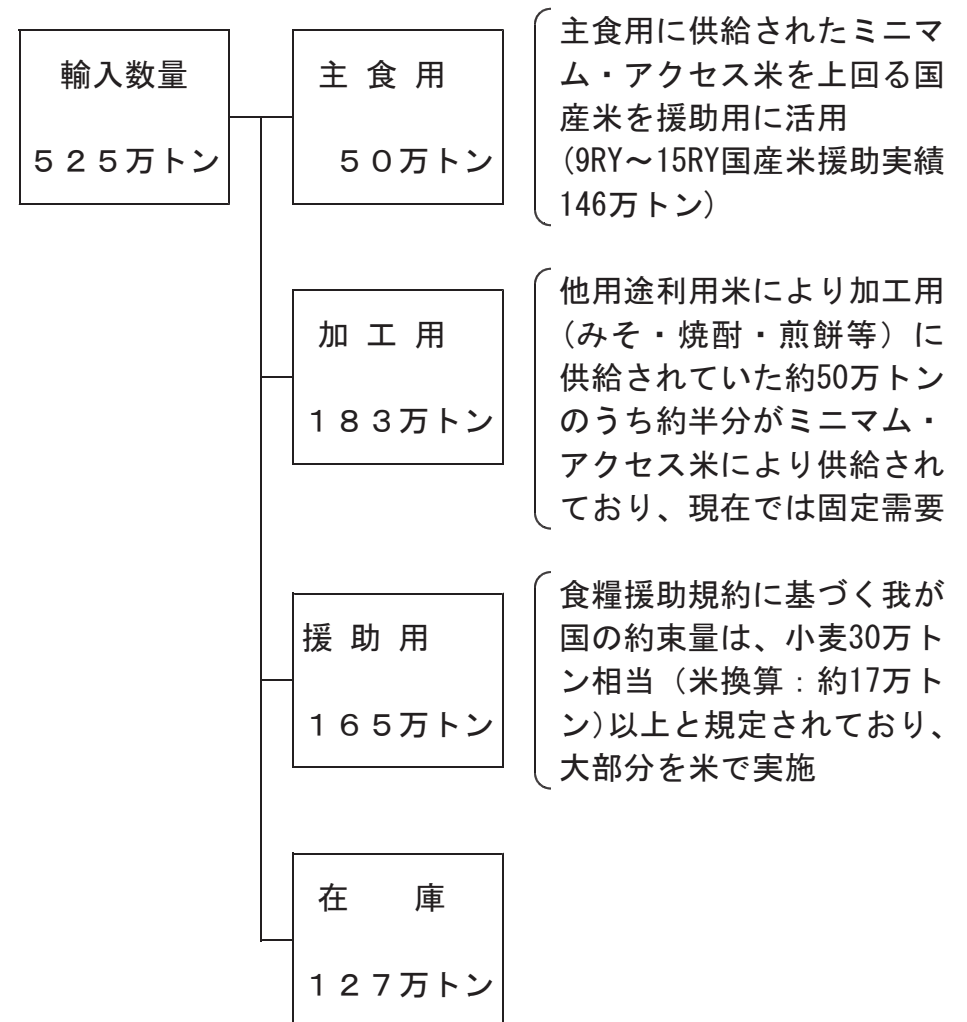
(ウ) 援助用

援助用については、海外からの援助要請に応じ、国産米とともにミニマム・アクセス米も援助に充てており、平成7年度から14年度までに、165万トンが援助に使われました。

(エ) 在庫

海外からの援助要請等に対応し得るよう、持越し在庫10万トンのほか、援助用備蓄等92万トン、飼料用備蓄25万トンを保有しています。

図Ⅲ-3-1 ミニマム・アクセス米の販売状況
(平成7～14年度輸入分)



資料：農林水産省調べ

(2) ミニマム・アクセス米の主食用供給と国産米援助との関連

ミニマム・アクセス米が主食用として販売された場合には、それに見合う国産米在庫が積み上がり、これをベースとして生産目標数量を算定すると、ミニマム・アクセス米の主食用販売量相当の生産目標数量が減少することになります。

このため、ミニマム・アクセス米が主食用として販売された場合には、それに見合う数量以上の政府国産米を主食用以外の用途（援助等）に処理することにより、ミニマム・アクセス導入に伴う閣議了解を履行しています。

具体的には、主食用で販売されたミニマム・アクセス米の数量は50万トンとなっていますが、同期間における国産米援助は146万トンとなっており、これを大幅に上回っています。

なお、この国産米援助に要した財政負担は、同量のミニマム・アクセス米援助にかかる経費の約5倍に相当する2,754億円に達しています（表Ⅲ-3-1）。

★ 解説

「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）（抄）

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

表Ⅲ-3-1 援助にかかる経費（平成9～14会計年度）

（単位：億円）

	食管特会による 既処理額	緊急食糧支援に よる後年度負担	合 計
国産米援助分	1, 137	1, 617	2, 754
MA米援助分	368	146	514
計	1, 505	1, 763	3, 268

資料：農林水産省調べ

注：ラウンドの関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

4 米をめぐる国際情勢

- 世界の米の生産量は1999年をピークに減少傾向
- 世界の米の消費量は増加傾向
- 世界の米の期末在庫量は2000年をピークに減少傾向
- 米の貿易量は、年によって大きく変動
- WTO農業交渉では、現実的でバランスのとれた貿易ルールが確立されるよう全力をあげて対処

(1) 米の国際需給動向

国際連合食糧農業機関（FAO）の資料による近年の米の国際需給の動向は次のとおりです（暦年ベース、在庫は各国米穀年度ベース）（表Ⅲ-4-1）、（表Ⅲ-4-2）。

(ア) 生産

① 近年の生産量は、1999年をピークとして、収穫面積の減少等により、減少傾向にあります。

2002年はバングラデシュ、ベトナム等で増加するものの、干ばつと洪水に見舞われたインドの大幅な減産や、二期作から一期作へ移行が進んでいる中国の減産等から、世界の生産量は前年を3.8%下回る3億8,480万精米トンと見込まれています。

② 2003年は干ばつに見舞われたオーストラリア、5月に洪水に見舞われた中国で減産するものの、インドの生産の回復等から、世界全体では前年を2.5%上回る3億9,440万精米トンと予測されています。

表Ⅲ-4-1 世界の米の需給状況

（単位：万精米トン）

	1999	2000	2001	2002	2003
生産量	40,910	40,070	40,010	38,480	39,440
貿易量	2,470	2,320	2,420	2,810	2,790
消費量	40,030	40,540	41,060	41,240	41,630
期末在庫量	15,730	16,840	16,360	15,060	12,240

資料：FAO「Food Outlook」（2003年11月）を基に農林水産省で作成

注：1) 2002年の生産量及び消費量は見込み、2003年は予測である。

2) 2003年の貿易量及び期末在庫量は見込みである。

3) 各年の期末在庫量は、当該暦年中の各国の米穀年度末の在庫量を合計したものであり、一定期の在庫量を示すものではない。

4) 主な国の米穀年度は、中国（1～12月）、タイ（1～12月）、アメリカ（8～7月）、オーストラリア（4～3月）である。

(イ) 消費

- ① 近年の消費量は、一人当たり消費量がほぼ一定であるものの、人口増加を反映して、増加傾向にあり、2002年は、前年を0.4%上回る4億1,240万精米トンと見込まれています。
- ② 2003年も、前年を0.9%上回る4億1,630万精米トンと予測されています。

(ウ) 在庫

- ① 2002年の期末在庫量は、消費量が生産量を上回ると見込まれることから、前年を7.9%下回る1億5,060万精米トンと見込まれており、期末在庫率（消費量に対する期末在庫量の割合）は、前年を3.3ポイント下回る36.5%と見込まれています。
- ② 2003年は、前年を18.7%下回る1億2,240万精米トン、期末在庫率は、前年を7.1ポイント下回る29.4%と予測されています。

(エ) 貿易

米は、基本的にはアジアにおいて自給を主体とした生産が行われていることから、小麦等の他の穀物と比較すると貿易量は少なく、また、貿易率（生産量に対する貿易量の割合）も小さく、かつ、年によってこれらが大きく変動するという特徴を有しています。

- ① 2002年の貿易量は、インドネシア等の輸入量の増加、インド、アメリカ等の輸出量の増加により、世界全体では前年を16.1%上回る2,810万精米トンとなり、貿易率は前年を1.3ポイント上回る7.3%と見込まれています。
- ② 2003年は、フィリピン等の輸入量の減少、インド（2002年）、オーストラリア（2003年）での生産減等による輸出量の減少により、世界全体では前年を0.7%下回る2,790万精米トンとなり、貿易率は前年を0.2ポイント下回る7.1%と予測されています。

表Ⅲ-4-2 主要国の米需給状況（2002年）

（単位：万精米トン）

	生産量	輸入量	輸出量	消費量	期末在庫量
中国	12,218	25	250	13,480	6,730
インド	7,570	0	420	8,393	1,195
インドネシア	3,320	300	0	3,676	427
バングラデシュ	2,536	100	0	2,610	51
ベトナム	2,133	4	400	1,755	116
タイ	1,712	0	725	992	235
ミャンマー	1,044	0	45	1,010	81
フィリピン	845	130	0	955	381
ブラジル	725	110	3	810	91
アメリカ	654	44	380	354	83
オーストラリア	28	5	18	38	39

資料：米国農務省「Production, Supply & Distribution online database」

（2003年11月）を基に農林水産省で作成

注：生産量及び消費量は各国米穀年度、期末在庫量は各国米穀年度末、輸入量及び輸出量は暦年の数量である。

(2) WTO農業交渉の状況

- ① 2001年11月の第4回閣僚会議で新ラウンド交渉(「ドーハ開発ラウンド」)が開始されましたが、2003年9月のカンクン閣僚会議は、シンガポール・イシュー(投資の分野等)を中心に、途上国、先進国間の立場の違いが埋まらず、合意が得られないまま終了しました。
- ② 今後の進め方については、2003年12月に開催される一般理事会高級事務レベル会合で議論される予定となっています。
- ③ 我が国としては、「多様な農業の共存」を基本理念として、食料安全保障の確保、農業の多面的機能等の非貿易的関心事項を適切に反映し、現実的でバランスのとれた貿易ルールが確立されるよう、引き続き積極的に交渉に取り組みます。(表Ⅲ-4-3)、(表Ⅲ-4-4)

表Ⅲ-4-3 WTO農業交渉の主な経緯及び今後のスケジュール

	行 事	備 考
2002年		
3/25-26	WTO農業委員会	
6/3-4,17-20	WTO農業委員会(主要議題:輸出競争)	
6/14	非貿易的関事項に関する閣僚レベル会議(ローマ)	・30か国を超える開発途上国を含む54の国・地域が参加
7/25-27	五か国農相会議(奈良)	・日本、米国、EU、カナダ、オーストラリアの農業大臣が参加
7/29-30	WTO農業委員会(主要議題:市場アクセス)	
9/2-3	WTO農業委員会(主要議題:市場アクセス)	
9/4-5,23-27	WTO農業委員会(主要議題:国内支持)	
11/13	我が国がモダリティ提案を提出	
11/18-22	WTO農業委員会(さらなる議論)	
12/18	農業委員会特別会合議長が「概観ペーパー」を提示	
2003年		
1/22-24	WTO農業委員会(モダリティの包括的実質的な検討)	
1/27	EUがモダリティ提案を提出	
1/31	我が国としてEU提案の基本部分に支持を表明	・UR方式による平均36%、最低15%の関税引下げ ・国内支持のAMSによる55%削減等
2/12	農業委員会特別会合議長が「モダリティ1次案」を提示	・我が国は、総体として受け入れ難い旨表明
2/14-16	WTO非公式閣僚会合(東京)	・22か国の閣僚、WTO事務局長が出席 ・モダリティ1次案は「触媒」としての位置付け
2/24-28	WTO農業委員会(モダリティ案の検討)	・我が国やEU等が主張するUR方式を60か国(EU加盟15か国を加えれば75か国)が支持
3/18	農業委員会特別会合議長が「モダリティ1次案(第2版)」を提示	・主要部分は1次案と変わらず
3/25-31	WTO農業委員会(モダリティ確立の期限)	・モダリティ確立ができず終了
6/26-7/1	WTO農業委員会	
7/16-18	WTO農業委員会	
9/10-14	第5回WTO閣僚会議(メキシコ)	・途上国、先進国の立場の違いが埋まらず、合意が得られないまま終了
12/15-18	一般理事会高級事務レベル会合	・今後の進め方について議論する予定
2004年		
2005年1/1以前	WTO交渉の終結(全分野包括一括受諾)	

資料：農林水産省作成

表Ⅲ-4-4 カンクン閣僚会議文書案と主要提案

- 我が国、スイス等（10ヶ国）は、上限関税、関税割当拡大に反対。インド・ブラジル等（21ヶ国）は、先進国の国内支持の大幅削減、輸出補助金の撤廃、途上国には特例を主張。

	カンクン閣僚会議文書3次案	日本、スイス等の10ヶ国 【国内支持、輸出規律は日本提案】	インド・ブラジル等21ヶ国
市場	○関税削減等 ・重要品目は平均□%、最低□%削減（UR方式）、 関税削減や関割の組合せ ・その他品目はスイス方式、無税 ・途上国は「特別品目」について関割に関する約束なし	○関税削減等 ・重要品目は平均□%、最低□%削減 （UR方式）のみ ・その他品目はスイス方式、無税 ・譲許の全体バランスの観点から、関割に 関する新たな約束の追加があり得る	○関税削減等 ・先進国について、重要品目は□%削減、 その他品目はスイス方式、無税 ・途上国はUR方式 ・先進国は関割拡大 ・途上国は「特別品目」の設定により配慮
セ	○関税上限 ・ <u>上限関税の設定</u> （リクエスト・オファー方式による 代替措置約束が可能） 【非貿易的関心事項への配慮の観点から限定品目は 例外扱い】	○関税上限 （設定に反対）	○関税上限 先進国のみ設定
国内	・総合AMS（「黄」の政策）を □%-□%の範囲で削減、 品目別上限 ・「青」の政策は、農業総生産額の5%を上限とし、 さらに追加的削減 ・「緑」の政策の要件の見直し	・総合AMS（「黄」の政策）を [□%-□%] の範囲で削減 ・「黄」、「青」、「緑」の政策の枠組み維持 ・「緑」の政策の上限等に反対	・貿易歪曲的支持の品目ごとの削減 ・「青」の政策の廃止 ・「緑」の政策の上限・削減、要件厳格化
輸出規律	・輸出補助金：一部撤廃、一部削減、段階撤廃の期日は交渉の対象事項 ・輸出信用：輸出補助金と同等の効果の方法で撤廃	・輸出規制、輸出税の規律の大幅強化	・輸出補助金の全面撤廃

資料：農林水産省作成

- 注：1) インド・ブラジル等21カ国：アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、インド、メキシコ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、南ア、タイ、ベネズエラ、パキスタン、キューバ、エルサルバドル、エジプト（但し2003年9月提案時点）
2) 日本・スイス等10ヶ国：ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、モリシヤス
3) 「スイス方式」とは、関税の大幅・一律削減方式（算式：引下げ後税率（%）＝（係数×現行税率（%））／（係数＋現行税率（%）））であり、係数25の場合、全ての関税率は25%未満となる。

5 国産米の輸出について

○ 国産米の商業用輸出は年間数百トン程度

国産米については、商業用として年間数百トン程度が台湾、シンガポール、米国、香港、中国等に輸出されています（表Ⅲ-5-1）、（表Ⅲ-5-2）。

最近の事例では、主として在留邦人や高所得者層を対象に「秋田あきたこまち」等が販売されており、価格は420～1,700円／キログラム程度となっています（表Ⅲ-5-3）。

表Ⅲ-5-3 商業用米穀輸出の主な事例

輸出先	販売方法等	価格	実績	備考
米国 (ハワイ)	ホノルル市内16店舗で現地在留邦人、日系二世向けに小売販売	420円/kg (参考)玄米換算 22,428円/60kg	13トン (平成14年度)	「秋田あきたこまち」(15年6月からは「めんこいな」を販売)
台湾	高齢者向け、日本食高級料理店、おにぎり用、加工米飯等多岐にわたり販売	300～500元/kg (1,000円～1,700円) (参考)玄米換算 53,400～90,780円/60kg	77トン (15年4～10月)	オリジナルブレンド米

資料：農林水産省調べ

注:1) 台湾の価格は、1元=3.4円で換算

2) 数量はすべて精米

表Ⅲ-5-1 米穀輸出届出実績

(単位：精米トン)

	商業用	救援用	個人用	見本用	学術研究用	その他	合計
平成13年度	231	189	123	1	2	22	568
14年度	538	150	128	10	5	11	842

資料：農林水産省調べ

表Ⅲ-5-2 商業用米穀輸出の主な輸出先国・地域(平成14年度)

(単位：精米トン)

台湾	シンガポール	米国	香港	中国	その他	商業用計
400	41	40	32	8	17	538

資料：農林水産省調べ